

見島ジーコンボ古墳群「俘囚墓説」小考

横山成己

1. 見島ジーコンボ古墳群に関する既往の調査研究

萩市見島は、萩市浜崎港から北北西におよそ43km離れた日本海中に浮かぶ孤島である。島の平面形は南を底辺とする不等辺三角形を呈し、南北約4.6km、東西約2.5、島周約24.3kmを測り、総面積は約7.8km²となる。(図1)。

見島は火山島であり、地質は玄武岩類、角礫凝灰岩および海岸低地部の沖積層で構成される。島は中央部から西部にかけて高く、現在航空自衛隊見島分屯基地が置かれるイクラゲ山(標高181m)が最高峰となっている。また、瀬高と呼称される中央山地により南北が分断されており、島の南部および北東部に見られる湾入部周域には僅かながら沖積低地が形成されている。それぞれに本村・宇津の集落が発達し、現在でも島への数少ない出入口として存在する。

これら海岸域にある天然の低地には、島裾を洗う波浪から生じた岩屑が砂礫浜堤や礫浜堤を形成している。見島ジーコンボ古墳群は、島の南岸線東端の晚台山南麓から本村港の東にある孤立丘陵高見山の東麓までの間に形成された、東西長約300m、幅約50~100m、標高約7mの礫浜堤(横浦海岸)に立地している。現在でこそ本村港から海岸沿いに遺跡地へと足を運べるが、古墳群の北西に広がる島最大の沖積低地「八町八反」は後世に浅い入海の干潟を拓いた干拓地であり、古代においては島の南東部に突出した半島の先端部に約200基を数える一大古墳群が造営されたことになる⁽¹⁾(図2)。

遺跡の既往調査に関しては筆者前稿(横山2011)に詳しいが、以下にまとめると

①大正12年(1923) 2基【A・B墳】発掘(三輪1923・匹田ほか1927)

②昭和8年(1933) 1基発掘(山本1935)

③昭和35~37年(1960~1962) 18基⁽²⁾【1・44・56・57・77・81・105・116・123・

124・128・137・151・152・153・154・155・156号墳】発掘(斎藤・小野1964)

④昭和57年(1982) 3基【16・72・113号墳】発掘(乗安1983)

の4度に及ぶ発掘記録が確認され、約200基の存在が推定される古墳の1割強に発掘の手が加えられていることが分かるが、これとは別に大正年間やその後の堤防工事、植樹事業等での遺物の出土も知られている(斎藤・小野1964)。

以上の発掘によって、遺跡が積石塚からなる群集墳であること、そして主体部構造に関しては③調査により

- A式 玄室と羨道の区別は不明確ながら、明らかに横穴式石室の影響を思わせるもの。
A I 類…奥壁や側石の石材が大きく、石室高も高く、豊富な副葬品を有するもの。
(第1・44・56・77・81・105号墳)
A II 類…石材が小さく粗雑な積み方で、石室空間も狭く、単純な副葬品を有するもの。
(第114・116・123・128号墳)
- B式 石塊や割石を一重に並べて箱形に組んだもの。組合せ式箱式石棺に近い形状。
B I 類…扁平な石だけで側石を構築する。(第152・153・154・155・156号墳)
B II 類…扁平な石以外に不整形な石塊も使用する。I・II類に出土遺物の差はない。
(第124・137・151号墳)

と分類されるに至った。④調査対象墳をこれに当てはめると、第16・72号がA I 類、第113号墳がA II 類ということになる。またこれらの分布域を見ると、A I 類は東-中部域に、A II 類は中部域に、B I 類は中-西部域に、B II 類は西部域にまとまりを見せる。③調査においては、被葬者の社会的地位、そして出土遺物に明確な時期差が見出せないことを考慮しつつも主体部構造の差を評価し、A式からB式に、つまり古墳群が東から西へと展開すると推察している。

出土遺物に関しては、A I 類は土器類をはじめ鉄刀・鉄鎌・銅鎌などの武器類、玉類、耳環、釵子、帯金具などの装身具や銅製食器類、銭貨など豊富な内容を見せ、他方A II 類は土器類をはじめ鉄製武器類など概して単純で、B I・II類からは土器類の他鉄製武器類、耳環や玉類などの装身具、銭貨などが出土するとされ、④の調査でもA I・II類間に副葬品の質・量差が指摘されている。しかしA II類とされた第116・123号墳からは多量の玉類や貝輪、耳環などの装身具や鉄鎌、紡錘車なども出土しており、B式においても第153号墳からは銅鏡が、第151号墳からは帯金具とともに鍍金刀装具類が出土している(横山・松浦2012)ことから見て、上記分類では主体部構造と副葬品の間に明確な相関性を見出すことは困難な感がある。

造営時期に関しては、③調査により出土した資料の悉皆調査が終了しておらず⁽³⁾明言を避けたいところであるが、当初推定された7世紀後半から10世紀初頭までの墳墓造営・埋葬時期を否定する結論は得られていない⁽⁴⁾。ただし、築造時期が下ると推定されたB式の埋葬施設かも7世紀後半～8世紀初頭に時期比定可能な土器類が出土していることから、墓域における墳墓の東から西への移行は否定しておきたい。

また、被葬者像については③調査報告において「奈良時代から平安時代初期にわたる日本の中央都市や地方都市との直接の連携をたどることが穏当」であり、「低い生活にあえぐ民衆ではなく、都会風の文化をもんでいた或る高い社会層にある一群の人々ではなかったであろうか」とした上で、「7世紀後半から10世紀にかけて、あ

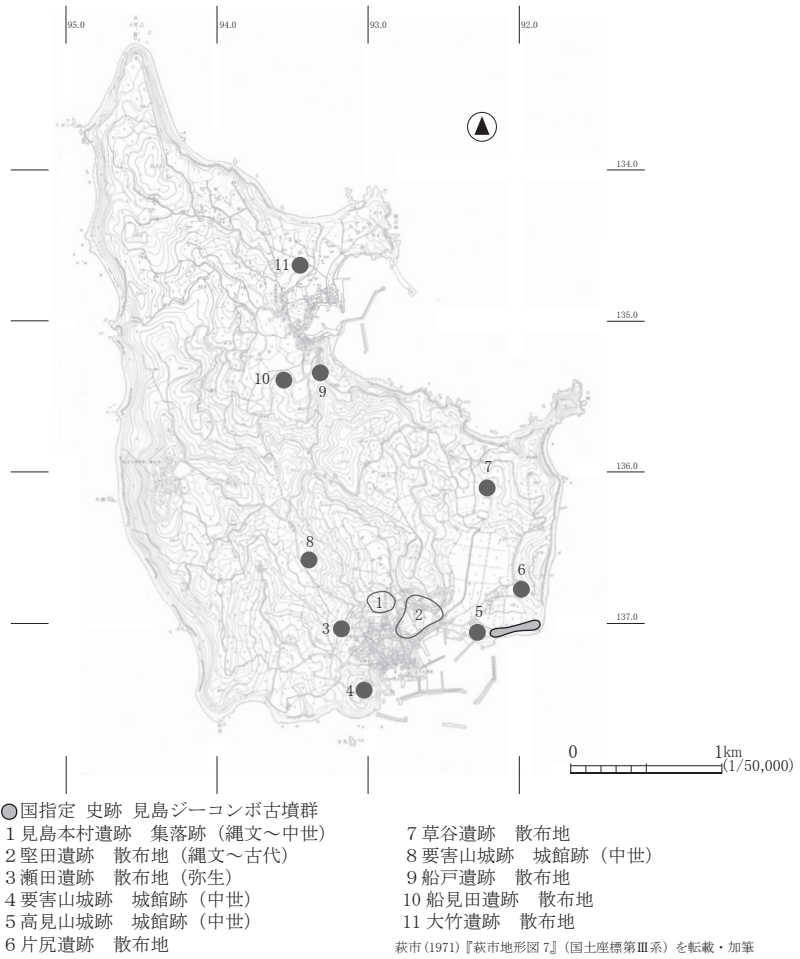


図1 萩市見島遺跡分布図

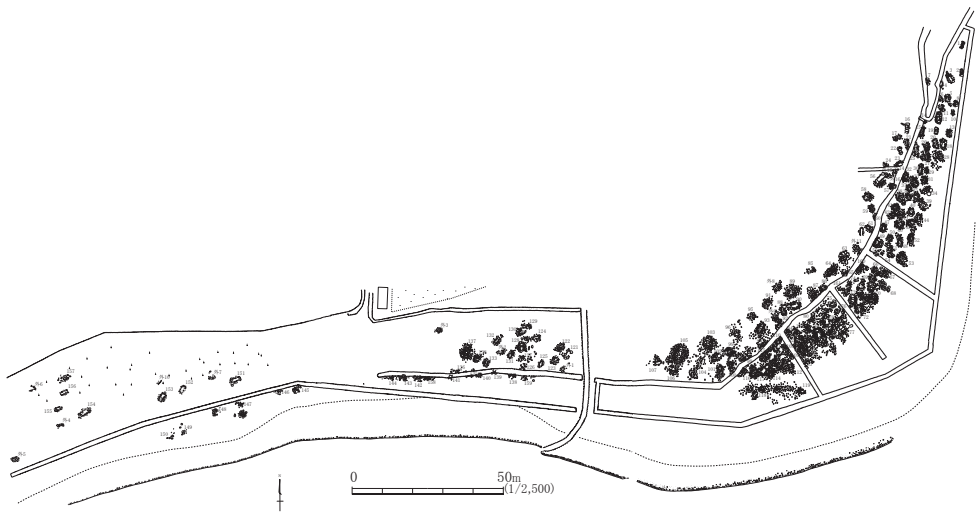


図2 見島ジーコンボ古墳群分布図

る集団がにわかこの島に移住し、これらの墓を営んだ」とする前提で「対外関係のための前進基地としてのある集団の駐在」を検討すべきと結んでいる。④調査報告においては、「銚帯を帯びた官人たちを頂点とする重層構造の集団であった」と想定され、7世紀後半から9世紀前半にかけて太宰府を中心に配備された防人との関連を視野に入れつつやはり「対外関係の戦略的拠点として軍事的機能を備えた集団が駐留したものと推定することが最も妥当」と結論づけられている。その後③調査の一端を担った小野忠熙氏により「中央の朝廷から派遣された指揮官と、防人や健兒として従軍した人々の墓」と評価されたのは更に踏み込んだ見解と言える（小野1986）。

見島に関しては10世紀前半をさかのぼる文献に登場しないため、新たに発掘調査の手を加えない以上はジーコンボ古墳群の被葬者像の推察に進展はないかに思われたが、平成20年（2008）に『山口県史 通史編 原始・古代』の刊行に伴い下向井龍彦氏により見島ジーコンボ古墳群を俘囚墓と位置づける論説が提示された⁽⁵⁾（下向井2008a・b）。本稿ではこれを「俘囚墓説」と呼ぶ。以上、前置きが長くなったが以下にその論拠を要約したい。

2. 見島ジーコンボ古墳群「俘囚墓説」の論拠

下向井氏はまず平安時代（9世紀第2四半世紀）以降の海運における海賊被害の実態を提示し、貞観9年（867）に海賊追捕に俘囚が招募されたとする史料⁽⁶⁾を引いている。さらに「律令国家は、八世紀末から九世紀初頭の対蝦夷戦争の中で発生した大量の帰服蝦夷を、俘囚として国内各地に強制移住させる政策をとった⁽⁷⁾。」（下向井2008a 936頁14-15行）とし、周防・長門両国における俘囚の存否について、延喜主税式諸国本稻条、同式俘囚料条には両国に俘囚料が計上されていない⁽⁸⁾ものの、「俘囚料が計上されていない国は、俘囚が移配されなかったからではなく、公民化や人口減少や再移配によって九世紀末までに俘囚がいなくなった結果、俘囚料が廃止された（下向井2008a 936頁16行-937頁3行）」とする。その論拠として周防国では岩国市藤生（ふじゅう）、長門国では下関市豊浦町高山の節杭（ふしゅう）、同豊浦町黒井の伏付（ふしゅう）、阿武町福田下の伏付（ふしゅう）など現在の地名を挙げ、俘囚居住地の候補地としている。

さらに長門国に関しては、貞観11年（869）に起こった新羅海賊の博多津掠奪事件⁽⁹⁾に対する対応から下関の警護を固め⁽¹⁰⁾、それまで西国では太宰府・壱岐・対馬・隠岐にしか置かれていなかった弩師の設置を申請し、認可された⁽¹¹⁾という記録を根拠に、「長門国司は、こうして他国に先駆けて新羅賊迎撃態勢を構築したのであった。すなわち下関の防御を中心に、新羅賊襲来の中継基地になる可能性がある見島を俘囚集団

に警固させ、警固式に基づき日本海沿岸各地に要害を定め、要害に弩・兵士・勇敢百姓を配備するというものであろう。(下向井2008b 1027頁8-10行)」と述べている。

さて、本稿で問題とするのは「見島を俘囚集団に警護させ」という見解である。氏はその根拠を見島ジーコンボ古墳群に求めるのであるが、以下のように述べている。「その中のひとときわ立派な五六号墳から、蕨手刀・貞観永宝、石帯具などの副葬品が出土した。貞観永宝は貞観十二年に初めて铸造された銭であるから、この古墳は国内で古墳築造が終焉して二〇〇年近くたった九世紀後半のものであることが分かる。積石塚と副葬品セットは、はるかかなたの岩手県に多数存在する蝦夷塚と同じであり、ジーコンボ古墳群が見島に移配された長門国俘囚集団の遺したものであることを物語っている。五六号墳だけにみられる蕨手刀の副葬はその被葬者が俘囚集団の首長であったことを象徴し、石帯具は七、八位をもつ有位者であったことを示し、銭の副葬は俘囚料受給権・分配権と関係するのかもしれない。五六号墳の被葬者は長門国の夷俘長だったと推定される。(下向井2008a 939頁11-17行)」

この他、遺跡から出土する豊富な遺物を「被葬者たちの自主的な経済活動によって生み出され得るはずはなく、その生活と文化の担い手を、国司から手厚い給養を受ける俘囚以外に想定することは困難である。(同940頁9-11行)」、さらには「調査した二一基中九基から鉄鎌が出土し、番外十五号墳からは馬骨が出土しており、乗馬と騎射訓練は見島の俘囚社会の日常風景だった。そのためか出土壮年男子人骨の上腕骨は著しく発達し、大腿骨が貧弱であるという。(同15-17行)」とまで言及している。

下向井氏の筆力によりあたかも「俘囚墓説」は決定的かの印象を受ける。しかし繰り返すが周防・長門両国に俘囚が移配されたという文献上の記録は残っておらず⁽¹²⁾、氏が強調する新羅海賊追捕に関しても、「一以当千」の力を持つ俘囚が当てられた⁽¹³⁾ことは史実と言えても、海賊追捕俘囚が見島に配置されたとする記録は見られない。つまりは文献的な状況証拠は極めて薄く、見島ジーコンボ古墳群の考古学的評価が「俘囚墓説」の根拠を担っていることに気づくのである。果たして、氏が論拠として用いる考古学的物証は真に「俘囚墓」であることを示しているのだろうか。

3. 論拠とされた見島ジーコンボ古墳群の諸属性

まず、下向井氏が論拠とした考古学的物証を整理すると次のようになる。①東北地方に濃密に分布する蕨手刀の存在。②積石塚と副葬品セットと、岩手県に分布する蝦夷塚との類似性。③狩猟(武芸訓練)を特権とする俘囚と鉄鎌の存在、人骨特徴。④海賊追捕俘囚との墳墓造営の時期的な一致。

以下、順を追って確認してみたい。

①東北地方に濃密に分布する蕨手刀の存在

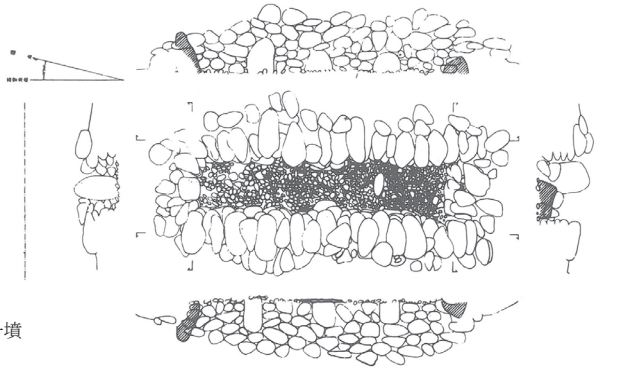
蕨手刀の分布は東日本に偏在しており、特に東北と北海道に集中することが知られ、岩手県にて最も多く発見されている。中でも比較的古式のものとは関東北西部から長野県に、新式のものとは東北北部から北海道に分布するようであり、岩手県北上川中流域で発見される蕨手刀はその移行期のものと推定されている（高橋1996）。また北上川流域から出土する蕨手刀は50cmを越え長寸であることが古くより指摘されており（小岩1955）、その意味では推定全長55.5cmとされる見島ジーコンボ56号墳出土品は北上川中流域と強い関連性を有する可能性を指摘できる。

②積石塚と副葬品セットと、岩手県に分布する蝦夷塚との類似性

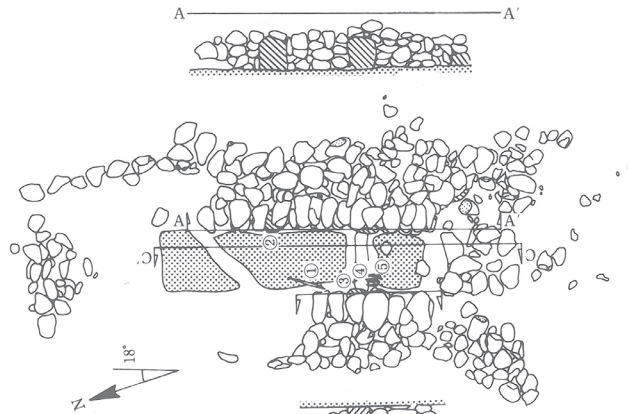
下向井氏が述べる「岩手県に多数存在する蝦夷塚」とは具体的にどの古墳であるか分からないが、ひとまず北上川中流域（岩手県南部）から下流域（宮城県北部）に分布する積石塚墳と理解し、ここでは東北地方北半部でも最大規模の群集墳である北上川中流域の江釣子古墳群（岩手県北上市）と、中流域の積石塚墳の影響下に築造されたと見られる和泉沢古墳群（宮城県石巻市）を比較の対象として挙げておく（図3）。

江釣子古墳群は北上川の支流和賀川の北岸に広がる7世紀後半～8世紀にかけての群集墳とされ、八幡・猫谷地・五条丸・長沼の4支群からなる。直径6～15mの円墳が72基確認されており、消滅した古墳を含めると約120基が想定されている（八木ほか1985）。この内、八幡支群以外には調査の手が加えられており、古墳の構造を知ることができる。墳丘が良好に残るものはいずれも川原石による積石が施されている。主体部の特徴（図3上・中）は、奥壁に比較的大きな石を1石立てること、両側壁は小ぶりの川原石を小口積にて構築すること、そして側壁間の数カ所に支石と呼ばれる縦長の石を据え安定が図られていること、さらにその支石を安定させるためか床に横石を据えているものが散見されること、床面には小礫が敷かれていること、天井部に大石が用いられた形跡がないこと、そして横穴式石室の名残からか閉塞部とも見られる入り口状施設も構築されるが、遺体は上部から納入されたと推定されること（田中ほか1951、小岩1955、伊東・板橋1963）などである。

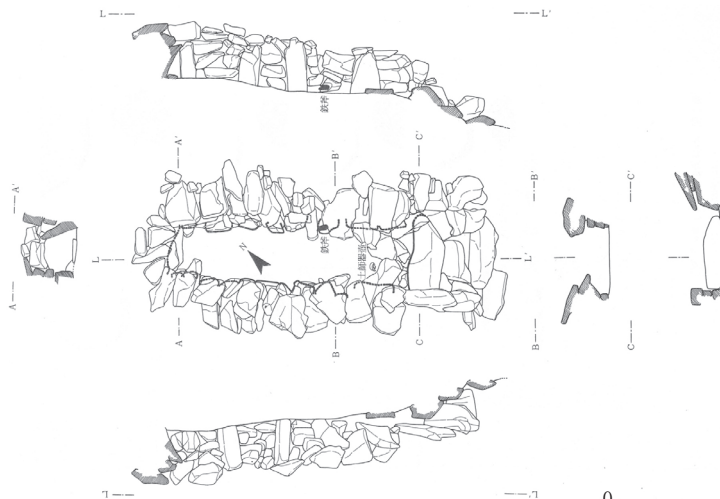
上記の特徴は遠く離れた北上川下流域にも見出すことができる。宮城県石巻市川北に所在する約50基からなる群集墳、和泉沢古墳群である。この古墳群は直径3～9mと比較的小さな円墳からなり、墳丘には積石が確認される。主体部（図3下）は江釣子古墳群と異なり割石が用いられているが、やはり横長または縦長の立石を奥壁とし、側壁には支石が設けられ、支石間にやや小ぶりの割石を小口積している。形骸化した閉塞部を有することも同様である。江釣子墳墓群との相違は、天井石としてやや大ぶりの割石が用いられていること、床面に礫敷きが見られないことなどが挙げられるが、



江釣子古墳群
 五条丸支群第22号墳
 (伊東・板橋 1963)



江釣子古墳群
 長沼支群第9号墳
 (草間・玉川 1974)

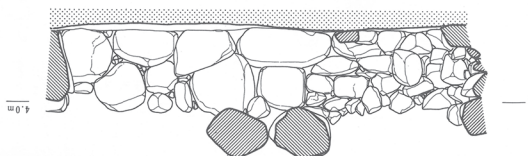
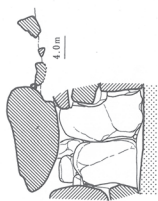
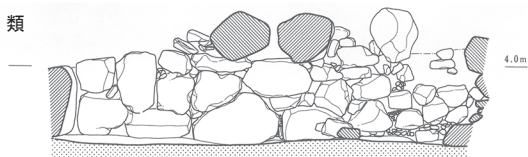


和泉沢古墳群
 15号墳
 (佐々木 1972)

図3 北上川中・下流域の積石塚墳主体部

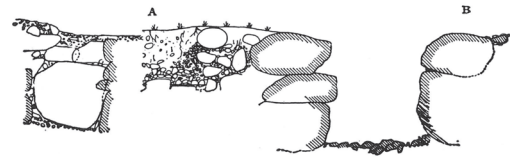
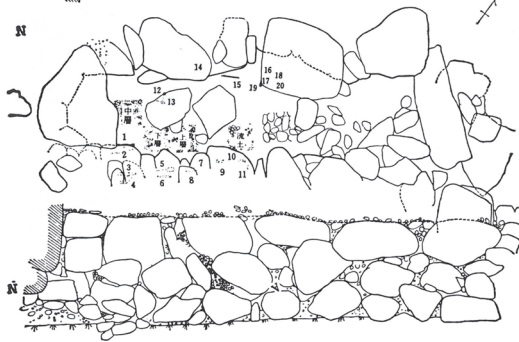
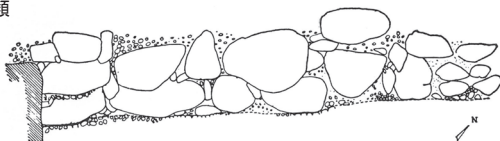
0 2m (1/80)

A I 類



見島ジーコンボ古墳群
第16号墳
(乗安 1983)

A I 類

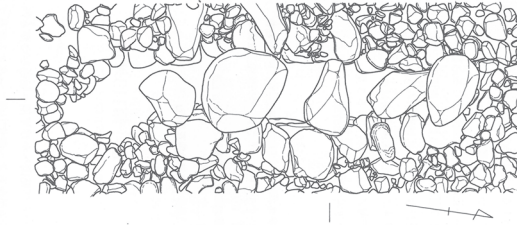
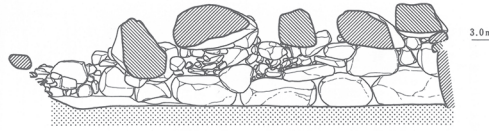


見島ジーコンボ古墳群
56号墳
(斎藤・小野 1964)

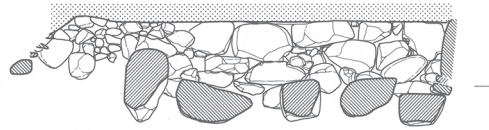


図4 見島ジーコンボ古墳群A I 類主体部

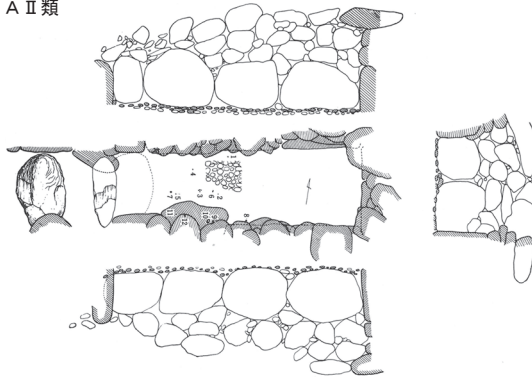
A II 類



見島ジーコンボ古墳群
第113号墳
(乗安 1983)

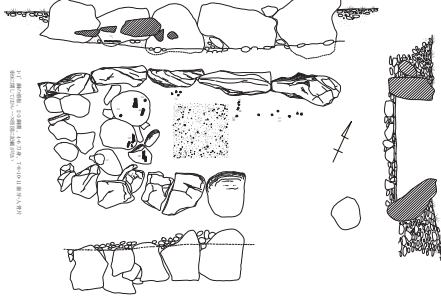


A II 類



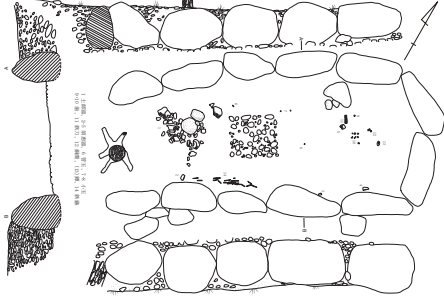
見島ジーコンボ古墳群
123号墳
(斎藤・小野 1964)

B II 類



見島ジーコンボ古墳群
第151号墳
(斎藤・小野 1964 横山・松浦 2012)

B I 類



見島ジーコンボ古墳群
154号墳
(斎藤・小野 1964 横山・松浦 2012)

0 2m (1/80)

図5 見島ジーコンボ古墳群A II・B I II類主体部

墳墓構造における両者間の強い類似性が看取され、出土遺物から報告者は9世紀代の築造を推定している（佐々木1972）。

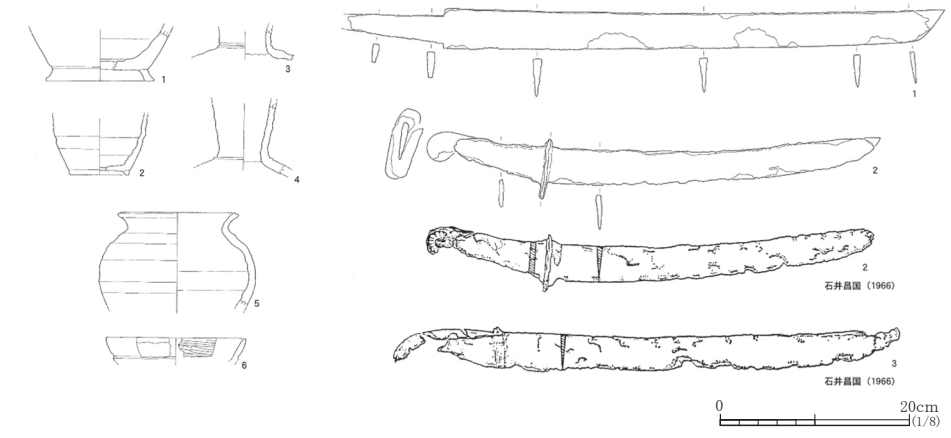
さて、同様に積石塚とされる見島ジーコンボに目を転じると、A I・II類（図4、図5上・中）は北上川流域積石塚同様に横穴式石室の系譜をひく主体部形態と考えられ、平面プランで見ると玄室と羨道との区別が曖昧となるものの、側壁構造により明確に両者が区別されるようである。すなわち、玄室では側石の最下段に大ぶりの石材を横長に置き腰石とし、二段目からやや小ぶりの石材を用いることを基本構造とするが、羨道部では最下段から小塊石を乱雑に積み上げている。調査者は羨道は上に開口するとしており（乗安1983）、上部からの埋葬という点だけで言えば両者に共通点を見出せなくもないが、北上川流域積石塚が単体葬と見られているのに対し、見島ジーコンボは明確に追葬を意識した構造を採用している。玄室奥壁についても北上川流域積石塚が最下段1石を基本とするのに対し、2石によるものも散見される（図4上・図5中）。

B I・II類（図5下）に至っては北上川中下流域に見られる主体部とは似てもに付かない構造であり、積石による墳丘も確認されないことからこれを積石塚の範疇で捉えて良いものかどうか疑問を抱く。唯一の類似点は上部からの埋葬の可能性が指摘される（横山・松浦2012）ことであるが、これも追葬を前提とした可能性であり、積極的に類似性を主張する気にはなれない。

このように見ると、火山島であるが故に見島では大小の石材が容易に入手することが可能で、伝統的な横穴式石室構造を模倣しやすかったという点を考慮しても、客観的に見た主体部構造においては「他人の空似」にすら至っておらず、両者間にはほぼ共通点は存在しないと言っても過言ではない。

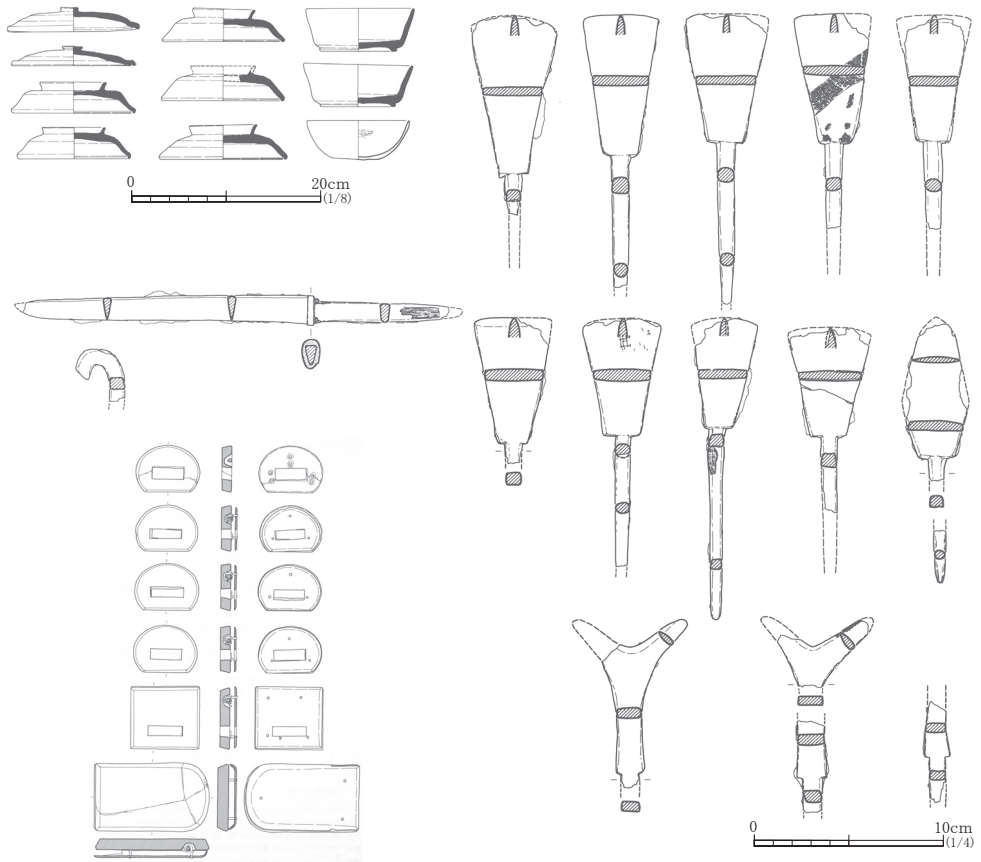
次に「副葬品セット」について見てみよう。直刀・鉄鏃などの鉄製武器類、耳環・玉類・鈿帯などの装身具類、銭貨、土器類など、北上川中下流域の積石塚古墳と見島ジーコンボ古墳群から出土する遺物は種別において極めて似た様相を示している。これは筆者も大いに同意する部分である。しかしながら、本稿では出土遺物の組成比に関して確認したいと思う。

北上川流域積石塚古墳の好例として、江釣子古墳群と同じく中流域に立地する太田蝦夷森古墳群（岩手県盛岡市）出土資料を掲載する（図6）。この図が示すとおり、蕨手刀とともに北上川中流域の大きな特徴をなすのは、豊富な玉類の副葬である。1石室から実に100点を超えて出土する例も散見される（江釣子古墳群五条丸支群第23・25・39・48・50・52・71号墳、太田蝦夷森古墳群第2号墳）。江釣子古墳群、太田蝦夷森古墳群において発掘により何らかの遺物が出土した墳墓を表1～4にまとめ

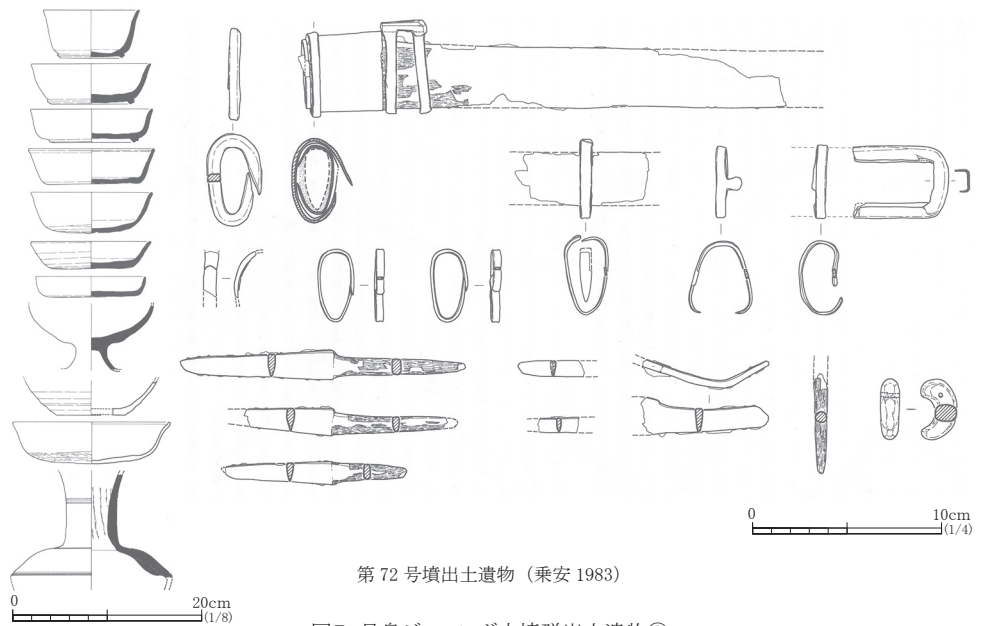


土器類：第2・3号墳出土とされる
 直刀・蕨手刀：第1号墳周辺古墳出土か
 玉類：2号墳出土
 銚帯金具：2号墳出土
 和同開珎：第2号墳出土
 (室野ほか 1997)

図6 太田蝦夷森古墳群出土遺物



第 16 号墳出土遺物 (乗安 1983)



第 72 号墳出土遺物 (乗安 1983)

図7 見島ジーコンボ古墳群出土遺物①

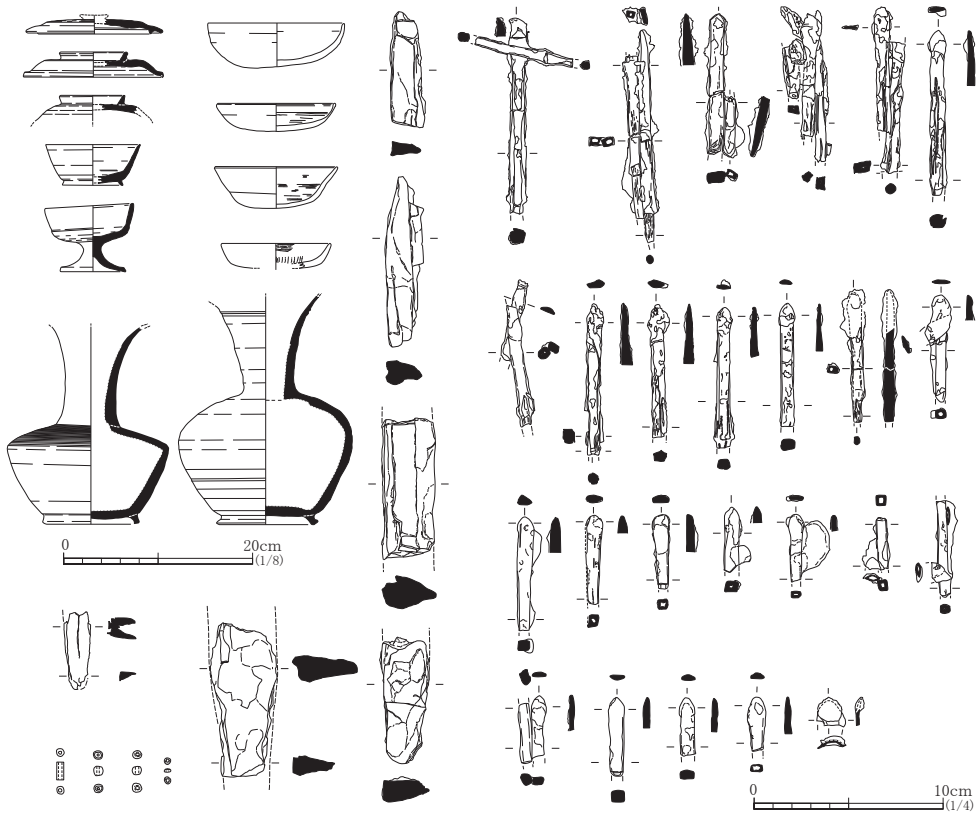
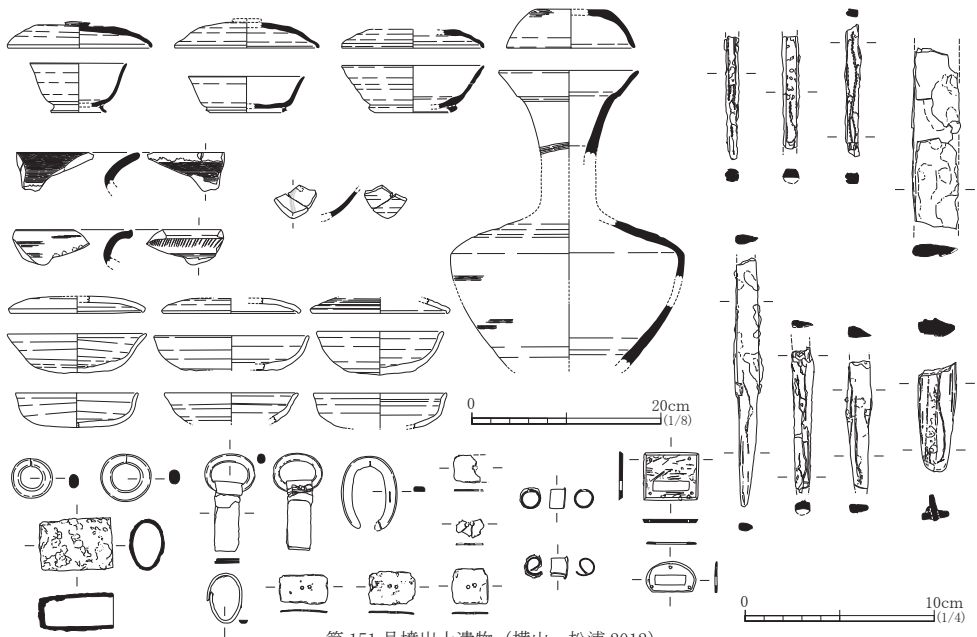


図8 見島ジーコンボ古墳群出土遺物②

たが、対象44基中、玉類が出土した古墳は実に22基、50%に上る。一方、見島ジーコンボ古墳群においては対象25基中わずかに4基、16%に過ぎない。前者が単葬墓、後者が複葬墓であることを考慮すると、さらに大きな相違点として浮かび上がってくるのではなかろうか。

また、北上川中下流域の積石塚古墳は総じて土器の副葬・供献には消極的であったようで、江釣子古墳群、太田蝦夷森古墳群では44基中13基（約30%）にしか発見されておらず、見島ジーコンボ古墳群では100%の出土を見る。追葬を加味しても1基中から出土する土器の器種および量の豊富さは北上川中下流域の積石塚古墳の比ではなく（図7・8）、さらに第151号墳で確認された80点あまりの接合しない須恵器甕・壺細片の存在は、埋葬時や埋葬後に破碎土器供献儀礼とも呼ぶべき行為が行われていた可能性を見せている（横山・松浦2012）。孤島見島での生活を考えると、第151～156号墳出土資料を通観した限りという断りを付してではあるが、現地での生産が比較的容易と考えられる土師器に東北地方に特徴的に見られる器面の黒色処理が確認できない⁽¹⁴⁾ことは、「全経済生活を国司に依存する俘囚集団」との指摘を考慮した上でも、被葬者像を考察する上で重要な視点となろう。

その他、墳墓における銭貨や腰帯具の出土に関しても、積石塚古墳という前提を抜きに中部地方を含め東日本全体を視野に入れた上で語られなくてはならない問題であることは自明であり、軽々に被葬者の由来地を断定して良い属性とは言えない。

以上に「積石塚と副葬品セットに見られる岩手県に分布する蝦夷塚との類似性」に対する私見を述べた。両者とも古くより破壊・盗掘が横行していたことは周知の事実であり、副葬・供献品については現在に伝わるもので推察するしかないが、古墳主体部構造や遺物組成において、両者の間に等閑に付せない差異が存在する蓋然性は高いと考える。

③狩獵（武芸訓練）を特権とする俘囚と鉄鏃の存在、人骨特徴

「俘囚墓説」では見島ジーコンボ古墳群における鉄鏃出土頻度の高さを俘囚の狩獵特権・武芸特訓特権と関連づけているが、これまで当遺跡が語られる際には常に国防・軍備・軍団の存在が意識されてきた（乗安1983、中村哲1983b、小野1986、中村・国守1989、田中2003ほか）。見島ジーコンボ古墳群の被葬者像を仮に律令軍制の武官と軍団兵士に仮定した場合、『養老令』軍防令備戒具によると徴兵された兵士は弓1張、弓弦袋1口、副弦2条、征矢50隻、胡箆1具、太刀1口、刀子1口などの自弁が求められており、仮にこれらの武具が私有品であるならば、兵士が任地で死亡した場合、遺体とともに埋納されたとしても何ら違和感はなく、敢えて俘囚の特権と結びつける必要性を感じない。

表1 江釣子古墳群長沼支群出土遺物

冢域	装身具類										銭貨	農工具類		土器類	その他	備考
	鉄刀	鉄圭刀	鉄鏃	その他	耳環	勾玉	切子玉	管玉	丸玉	ガラス小玉		腰帯具	その他			
2													1			
3	3					22	15	1		2	21				須恵2	
9	2												1	鉄鏃1		
10															土師1(周溝)	
12		1	(1)	精灰金具1										3		
13				精灰金具?1						17				1		
採集	2	1														

表2 江釣子古墳群猫谷地支群出土遺物

冢域	装身具類										銭貨	農工具類		土器類	その他	備考
	鉄刀	鉄圭刀	鉄鏃	その他	耳環	勾玉	切子玉	管玉	丸玉	ガラス小玉		腰帯具	その他			
1															土師1	人骨
2															須恵1(出土)	
3		1		精灰金具1											土師片	
4															土師片	
5						2	1	1			12				土師2	金銅円形金具2

表3 江釣子古墳群五条丸支群出土遺物

冢域	装身具類										銭貨	農工具類		土器類	その他	備考
	鉄刀	鉄圭刀	鉄鏃	その他	耳環	勾玉	切子玉	管玉	丸玉	ガラス小玉		腰帯具	その他			
14	1					17	1			1	41				須恵1	
19																
20	1	1		精灰金具1							3			2		棒状鉄鏃1
21										55				2		鉄片1
22	1		1							71				2		
23		1								54						
24						3	1			25						
29															須恵片	人骨
30	2	1								97						
31										7						
35	1									305				1		
36										36				1		
39										237				3	須恵4	鍍金金具1 目釘1 鉄片1
43															須恵片	石室4
44															須恵片	
45							1			69						
47	3		4	密着片										1		馬具1(轡)
48							4			8	230					土師片
49			1													
50						1				100						
51			30	密着片											鉄鏃1 鉄片1	馬具2(轡・鍍金) 棒状鉄金具2 二又鍍金具1
52	2		1	方須柄頭1		4				238				2	鉄鏃1 鉄片1	鉄輪金具1
65														1		
66	1							4		86				1	土師2	土製紡錘車1
69	1		4	密着片												
71			6	密着片			1			25	80			2		
72			2	密着片												環状鉄鏃1
73														1		
75										8				1		加工木2

表4 太田蝦夷森古墳群出土遺物(盛岡市上太田)

冢域	装身具類										銭貨	農工具類		土器類	その他	備考
	鉄刀	鉄圭刀	鉄鏃	その他	耳環	勾玉	切子玉	管玉	丸玉	ガラス小玉		腰帯具	その他			
小沼																須恵1(骨付)
1																須恵1(周溝)
2						20	1			121	263	遠方1 ガラス製	螺旋玉	和同開珎		須恵片 土師片
3																
採集	2	2														

表5 見島ジーンゴ古墳群出土遺物

冢域	装身具類										銭貨	農工具類		土器類	その他	備考	
	鉄刀	鉄圭刀	鉄鏃	その他	耳環	勾玉	切子玉	管玉	丸玉	ガラス小玉		腰帯具	その他				刀子
A			1											1	須恵1	人骨(2体分)	
昭和41	1		(1)												須恵3		
1	2														須恵〇	人骨	
16			13	鏢1										1	須恵〇 土師1 鉄鏃1	人骨	
44	〇														須恵〇 土師〇	人骨	
56		1	(6)			2						遠方2 丸輪5 蛇尾1	神功開宝1 隆平末宝1 承和昌宝1 貞観末宝1		須恵〇 土師〇 輪軸陶器〇	人骨 馬骨 金銅製釵子1 青銅製釵子1 銅製七1 有孔貝製品1	
番外15															須恵〇 土師〇 陶器〇	馬骨	
57															須恵〇		
番外16															須恵〇 土師〇 輪軸陶器〇		
72	1		1	精灰金具 寶命具		1								6	須恵14 土師2	人骨3体分	
77															須恵〇 土師〇	人骨	
81	〇			鉄器残片										4	須恵〇 土師〇	人骨(2体分)	
105				鉄製品											須恵〇 土師〇	人骨(成人・小児)	
113				鉄片											須恵11 鉄鏃1	人骨	
116															須恵〇 土師〇	銅鏃1 鉄製人骨	
123	1		(1)			2				2	47		貝輪2	鉄鏃1	須恵〇 土師〇	滑石製紡錘車 人骨	
124	〇														須恵〇 土師〇	人骨	
128			(4)												須恵〇 土師〇	人骨 犬骨	
137				鉄器残片											須恵〇 土師〇	人骨	
151	29		40	吊り金具1 銅製1 鏢		2						遠方1 丸輪1	(和同開珎)	4	須恵16 土師17 青磁1	人骨5体分 (成人・幼児2) 銅製1	
152			〇	鉄器残片											1	須恵〇 土師〇	
153	〇			鉄器残片												銅鏃1 人骨	
154	35		33	密着		1		1		3		帯金具?		1	須恵20 土師4 黒色1	人骨(所在不明)	
155	1		〇	精灰金具1 鉄器残片		1									〇	須恵〇	人骨3体分 (幼児含む?)
156																土師〇 須恵〇	

出土人骨に対する人類学的な見解に関しては、門外漢の筆者には乗馬と騎射訓練が人体にどのような変化をもたらすのか想像も及ばない⁽¹⁵⁾。第72号出土人骨の「男性の上腕骨と大腿骨との間には、前者が太く頑丈であるが、後者の径は小さく頑丈さは認められないという顕著な差異」という観察・計測結果は、同時に「海浜部に立地する遺跡から出土した弥生人や古墳人に認められる」という指摘もなされており（松下ほか1983）、その後再度「孤島であることから海に依存するというかれらの生業形態、あるいは生活様式を物語っているのかもしれない」と述べられている（松下孝・松下真2012）ことから、奈良・平安時代人骨に関する人類学側からの更なる情報提示を待ちたい。

④海賊追捕俘囚との墳墓造営の時期的な一致

「俘囚墓論」の最大の問題点は、見島ジーコンボ古墳群の被葬者を8世紀末から9世紀初頭の帰服蝦夷の大量発生、そして新羅海賊追捕のための俘囚の招募に求めており、古墳群の造営開始期を7世紀後半、遅くとも8世紀初頭に求める考古学側の所見を全く考慮に入れていない点にある⁽¹⁶⁾。仮に東北地方の積石塚古墳との関連を重要視し、古墳群造営の背景に北上川中下流域から見島への帰服蝦夷集団の移動（俘囚の移配）を想定するのであれば、古墳という構造物に葬られる以上、見島ジーコンボ古墳群各墳の初葬年代をもって論を講じるべきであろう。

縦しんば9世紀後半より新羅海賊追捕を目的とした俘囚集団が見島に配置されたことが事実であり、島の一大画期であったとしても、報告書等により公開されている古墳群出土遺物を見る限りでは「藤原仲麻呂による新羅征討計画が想起される」8世紀中葉以降の出土遺物が多く（田中2003）、9世紀前半に埋葬のピークを迎えると理解せざるを得ない（中村・国守1989、横山2011）。

繰言になるが「俘囚墓説」の根柢を担っているのは遺跡の考古学的評価であり、一部特定資料をもって200年以上存続する一大墳墓群の被葬者像を断定することはあつてはならないと考えるが、如何であろう。

4. まとめ

本稿は『山口県史』に掲載された見島ジーコンボ古墳群「俘囚墓説」の可否に関する小考である。本稿では「岩手県の蝦夷塚」を「北上川中下流域の積石塚古墳」と理解し、見島ジーコンボ古墳群との比較から「俘囚墓説」に対する否定的な根拠として、単葬墓と複葬墓の別、古墳主体部築造方法、副葬・供献儀礼に見られる相違等を挙げた。一定集団における葬送風習・儀礼は、居住地が替わったからといって劇的に転換するとは考え難い。同時に、被葬者像を断定的に帰服蝦夷に置くことにより、遺跡に

見られる多くの属性を俘囚の習慣・風俗に置換する危険性をも指摘したつもりである。

一方で、見島ジーコンボ古墳群にて確認される複数体の埋葬は、小児骨の多さからして任期ある兵士像の墓というよりは、むしろ移住後土着した集団、または女性、子どもを含めた集団的な移住を示唆するようにも思える。

筆者は1点の蕨手刀の存在を軽視する者ではないし、東北地方から見島への人の移動、移住を否定する気もない。ただし、見島の古代に関する新たな文献や文字資料の出現が多くは望めない今、未だ世に明らかとされていない既存の出土資料の調査研究、公開が最優先であることは言を俟たない。更には見島ジーコンボ古墳群被葬者の集落および生活痕跡を求めることこそが、著名でありながら霧にかすんでいる遺跡の理解に結びつくものと考えている。

本稿を成すにあたり、小林善也氏（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム）、清水満幸氏（菽博物館）ならびに菽博物館各氏、杉原和恵氏（防府市教育委員会）、原田光朗氏（防府市教育委員会）、松下孝幸氏（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム）、渡辺一雄氏（梅光学院大学）には貴重なご助言、ご協力をいただきました。末筆ですが記して感謝の意を表します。

註

- (1) 地理的環境は『見島総合学術調査報告』（斎藤・小野1964）による。
- (2) 昭和35～37年の調査に関しては、調査者自身が「18基の古墳について調査した」と報告を行っているが（斎藤・小野1964）、第56号墳に隣接する番外15号墳、第57号墳の側石を共有して構築されている番外16号墳の調査成果も記載されている。この他、山口大学埋蔵文化財資料館には当調査で調査対象となっていない墳墓の出土資料も多数収蔵されている。
- (3) 昭和35～37年調査終了後発行された報告書（斎藤・小野1964）には出土資料の極一部が図・図版に掲載されるにとどまっているため、平成22年度より被調査墳の出土資料を対象に再調査を実施しており、2基（第154・151号墳）の報告（横山2011、横山・松浦2012）を行っている。
- (4) 一部に造営開始期を6世紀末～7世紀初頭に見る説も提示されているが（市来2011）、根拠として挙げられている土器資料はいずれも7世紀後半に比定して何ら問題のないものである。
- (5) 下向井氏の「俘囚墓説」は平成6年に発表された論考（下向井1994）が下地となっているようである。
- (6) 下_レ知撰津・和泉・山陽・南海道等諸国_レ曰、如聞、近來井豫国宮崎村、海賊群居、掠奪尤切、公私海行、為_レ之隔絶、凡可_レ捕_レ件賊_レ之状、頻繁仰下、督促懇勸、其後、播磨・備中・備後・阿波等国、相尋言_レ上獲_レ賊_レ之状、而今冠盜難_レ休、流聞如此、實是国司等欲_レ消_レ一境之咎_レ、不_レ慮_レ天下之憂_レ、无_レ尽_レ謀略_レ、不_レ精_レ搜捕_レ之所_レ致也、夫海賊之徒、萍_レ浮南北_レ、唯殉_レ其利_レ、不_レ恤_レ其居_レ、追捕則鳥散、

寛縦則烏合、仍須_レ緑海諸国勦_レ力同_レ謀、具記_二往来之舟航_一、勤_二詳〔評勸カ〕去就之人物_一、儻聞_レ有_二奸謀_一、則彼我相移、差_二發人兵_一、招_二募俘囚_一、搜_二其厓穴_一、尋_二其風声_一、窮討尽捕、令_上无_二遺類_一、

『日本三大実録』貞観九年十一月十日乙巳条

- (7) 明記されていないが、この一文の論拠は

勅_二征夷將軍參議參議正四位上行大藏卿兼陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂等_一曰、省_二今月五日奏状_一、斬獲稍多、帰降不_レ少。將軍之経略、士卒之戦功、於_レ是而知矣。其蝦夷者、依_レ請須_二移_一配中国_一。唯俘囚者、思_二量便宜_一、安_二置当土_一、勉加_二教諭_一、勿_レ到_二騷擾_一。又新獲之夷、依_レ將軍等奏、宜_二早進上_一。但人数甚多、路次難_レ報、其強壯者徒歩、羸弱者給馬。 『日本後紀』弘仁二年十月甲戌条と想像される。ここでは蝦夷を「移_二配中国_一」し、俘囚を「安_二置当土_一」するとなっている。そもそも蝦夷・俘囚・夷囚の用法には諸説あるようであり（関口1978、高橋1978、新野1984、熊田1992、大井2005、河原2008）、門外漢の筆者が言及できる問題ではない。本稿では「俘囚墓説」における俘囚は「蝦夷政策により東日本から移配された人々」程度に理解しておく。

- (8) 一説に俘囚料は大・上国を中心として設定され、中・小国に俘囚料の設置が少ないのはその負担能力が低かったためとされるが（中村光1988）、当時周防国は上国に当てられている。長門国にしても同じ中国である佐渡・土佐・日向には俘囚料が計上されていることから見て、負担能力の高低でこれを理解するのは困難と考える。

- (9) 太宰府言。去月廿二日夜。新羅海賊。乘_二艦二艘_一。来_二博多津_一。掠_二奪豊前国年貢絹綿_一。即時逃竄。發_レ兵追_二。逐不_レ獲_二賊_一。 『日本三代実録』貞観十一年六月十五日辛丑条

- (10) 太政官符 応_二分_一番配_二置長門国軍殺_一・兵士_一事

豊浦团軍殺二人一人権任□ 兵士□百人

下関権軍一人 主帳一人 兵士百人

右、得_二彼国解_一・併、□人不_レ論_二陸海_一、共経_二此関_一、警猶_二輻之湊_一・轂、語之從_二咽_一、而不_レ置_二関戍_一、無_レ呵_二出入_一、勘過疎略之責、時有_レ及_二於国史_一、望請、依_レ件分配、以備_二警固_一、謹請_二官裁_一者、中納言兼左近衛大将従三位行陸奥出羽按察使藤原朝臣基経宣、依_レ請、貞観十一年九月廿七日

『類聚三代格』卷十八 軍殺兵士鎮兵事 貞観十一年九月廿七日太政官符

- (11) 太政官符 応_二停_一史生一人任_二弩師_一事

右、得_二長門国解_一・併、此国素置_二軍团_一・調_二習兵戎_一、而有_二弩機_一・無_二其師_一、若有_二不虞_一・何得_二適用_一、望請、停_二史生_一・置_二弩師_一、謹請、官裁一者、大納言正三位兼行皇太子傅藤原朝臣氏宗宣、奉_レ勅、依_レ請、貞観十一年十一月廿九日

『類聚三代格』卷五 加減諸国官員併廢置事 貞観十一年十一月廿九日太政官符

- (12) 『和名類聚抄』に周防国吉敷郡に「浮囚郷」の名が見られることから、10世紀前半期に俘囚郷が存在した可能性は指摘されている（下向井2008a）。

- (13) 『類聚三代格』卷十八 夷囚併外蕃人事 貞観十一年十二五日太政官符

- (14) 唯一第154号墳出土資料の中に内面黒色処理の坏もしくは椀と見られる体部小片が存在するが、筆者はこれを黒色土器と判断している。
- (15) 松下孝幸氏（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム名誉館長）に、乗馬による骨の変異は椎骨に現れる可能性が高いということ、湯比ヶ浜南遺跡で見られる中世武士の人骨には上・下肢骨の発達に顕著な差が見られないこと等、貴重な所見を頂いた。
- (16) 対して見島ジーコンボ古墳群の埋葬地としての終焉時期については考古学による10世紀初頭という所見を文献から推察される俘囚の陸奥国への帰還年代に関連づけている（下向井2008a942頁11～18行）。

文献

- 市来真澄 2011「見島ジーコンボ古墳群の築造時期と石室について」『海の高墳を考える I - 群集墳と海人集団 - 発表要旨集』海の高墳を考える会
- 伊東信雄・板橋源 1963『五条丸古墳群 和賀郡江釣子村所在』文化財調査報告第11集 岩手県教育委員会
- 大井晴男 2005「「俘囚」について」『日本歴史』第690号 日本歴史学会
- 小田富士雄 1975「萩の埋蔵文化財」『史都萩』第32号 史都萩を愛する会
- 小野忠熙 1986『日本の古代遺跡30 山口』保育社
- 河原梓水 2008「「俘囚」身分の成立過程 - 日中の概念比較を通じて -」『続日本紀研究』373号 続日本紀研究会
- 草間俊一・玉川一郎 1974『長沼古墳』和賀町教育委員会
- 熊田亮介 1992「蝦夷と古代国家」『日本史研究』第356号 日本史研究会
- 小岩末治 1955「岩手太田村蝦夷森古墳調査報告 附 県内古墳出土品に就ての一考察」『岩手史学研究』第18巻 岩手史学会
- 斎藤忠・小野忠熙 1964「考古の部」『見島総合学術調査報告』山口県教育委員会
- 佐々木茂楨 1972『和泉沢古墳群 - 宮城県桃生郡川北町所在 -』宮城県桃生郡川北地区文化財調査報告第1集 川北地区教育委員会
- 下向井龍彦 1994「捕亡令「臨時発兵」規定の適用からみた国衙軍制の形成過程 - 戦術革命と「武勇輩」の形成 -」『内海文化研究紀要』第22号 広島大学文学部内海文化研究施設
- 下向井龍彦 2008a「第九編 律令国家の変容と周防国・長門国 第三章 変動期の瀬戸内海海域」『山口県史』通史編 原始・古代 山口県
- 下向井龍彦 2008b「第十編 長門・周防地域と東アジア 第四章 対外緊張と周防・長門地方」『山口県史』通史編 原始・古代 山口県
- 関口 明 1978「八、九世紀における移配蝦夷の実態」『日本歴史』第357号 日本歴史学会
- 高橋 崇 1978「平安初期の奥羽」『古代の地方史』第6巻 朝倉書店
- 高橋信夫 1996「北上川中流域」『日本の古代遺跡51 岩手』保育者

- 田中喜多美ほか 1951「岩手県江釣子村猫谷地古墳群調査報告」『岩手史学研究』第9巻 岩手史学会
- 田中広明 2003「腰帯の語る古代の官人社会」『地方の豪族と古代の官人－考古学が解く古代社会の権力構造－』KASHIWA学術ライブラリー01 柏書房
- 中村光一 1988「俘囚料の設置をめぐる」『延喜式研究』第1号
- 中村徹也 1983a「〔特別講演〕ジーコンボ古墳群から見た見鳥（上）」『史都萩』第45号 史都萩を愛する会
- 中村徹也 1983b「〔特別講演〕ジーコンボ古墳群から見た見鳥（下）」『史都萩』第46号 史都萩を愛する会
- 中村徹也・国守進 1989「原始・古代の見鳥」『萩市史』第2巻 萩市
- 新野直吉 1984「古代俘囚論」『日本歴史』第438号 日本歴史学会
- 乗安和二三 1983『見鳥ジーコンボ古墳群』山口県埋蔵文化財調査報告第73集 山口県教育委員会
- 長谷川道隆 1975「青磁にかくされた歴史－見鳥出土の唐末五代越州窯青磁片－」『史都萩』第33号 史都萩を愛する会
- 匹田直・弘津史文・小川五郎・三宅宗悦・姉川従義 1927「阿武郡見鳥文化の研究」『山高郷土史研究会考古学研究報告－台覧紀年号－』山高郷土史研究会
- 松下孝幸・分部哲秋・佐熊正史 1983「山口県萩市見鳥ジーコンボ古墳群出土の平安時代人骨」『見鳥ジーコンボ古墳群』山口県埋蔵文化財調査報告第73集 山口県教育委員会
- 松下孝幸 1985「山口県見鳥ジーコンボ古墳群出土の人骨－山口大学埋蔵文化財資料館所蔵の資料－」『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅳ』山口大学埋蔵文化財資料館
- 松下孝幸・松下真実 2012「山口県萩市ジーコンボ古墳群出土の人骨」『見鳥ジーコンボ古墳群 第151号墳出土資料調査報告』館蔵資料調査研究報告書2 山口大学埋蔵文化財資料館
- 三輪善之助 1923「長門見鳥の遺跡」『考古学雑誌』第14巻第3号 日本考古学界
- 室野秀文ほか 1997「上田蝦夷森古墳群・太田蝦夷森古墳群」盛岡市教育委員会
- 八木光則ほか 1985『岩手の遺跡』（財）岩手県埋蔵文化財センター
- 山本 博 1935「長門国三島村の弥生式遺跡と古墳出土遺物－特に鈿帯について－」『考古学雑誌』第25巻第8号 日本考古学界
- 横山成己 2011『見鳥ジーコンボ古墳群 第154号墳出土資料調査報告』館蔵資料調査研究報告書1 山口大学埋蔵文化財資料館
- 横山成己・松浦暢昌 2012『見鳥ジーコンボ古墳群 第151号墳出土資料調査報告』館蔵資料調査研究報告書2 山口大学埋蔵文化財資料館